

重要事項説明書

(訪問介護)

ケアファースト株式会社
いちばん介護

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次のとおり説明いたします。

1、 事業者の概要

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | ケアファースト株式会社 |
| (2) 法人所在地 | 福井県越前市瓜生町 31-1 |
| (3) 電話番号 | (0778) 22-0055 |
| (4) 代表者氏名 | 前 田 栄 二 |
| (5) 設立年月日 | 平成 12 年 3 月 23 日 |

2、 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所
平成 12 年 5 月 1 日指定を受ける
事業所番号 1870300181 |
| (2) 事業の目的 | 要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護サービスを提供することを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | いちばん介護 |
| (4) 事業所の所在地 | 福井県越前市瓜生町 31-1 |
| (5) 電話番号 | (0778) 22-0055 |
| (6) 管理者氏名 | 古村 洋子 |
| (7) 営業方針 | ① 訪問介護サービスは、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、および告示の趣旨・内容に沿ったものとする。
② 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場にたったサービスの提供に努めるとともに、利用者およびその家族のニーズを的確に捉え、個別に訪問介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
③ 利用者またはその家族に対し、サービスの内容およびその提供方法について分かり易く説明する。
④ 適切な介護技術をもってサービスを提供する。 |

- ⑤ 常に、提供したサービスの質の管理・評価を行う。
- ⑥ 居宅介護サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った介護サービスを提供する。
- ⑦ 従業者は、業務上知り得た個人の秘密を、在職中は勿論のこと退職後も漏洩しないものとする。

3、 事業の実施地域および営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 越前市、鯖江市、南越前町、
実地地域以外は要相談
- (2) 営業日および営業時間
 - ① 営業日 毎日
 - ② サービス提供時間 7:00~21:00
但し、21:00~翌日7:00までのサービス提供については相談に応じます。

4、 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して介護サービスを提供する職員として以下の職種を配置しています。

職員の職種	職務の内容	員数
管理者	当事業所の従業者の業務管理	1名
サービス提供責任者	訪問介護計画の作成、利用者の申し込みに係わる調整および介護員の指導	1名以上
介護職員	利用者への入浴・排泄・食事等の介護サービスの提供	6名以上

5、 サービスの利用料金

(身体介護)

20分未満 …………… 163円

20分以上30分未満 …… 244円

30分以上1時間未満 …… 387円

1時間以上の場合、567円に30分増す毎に82円を加算する

(通院時の乗降介助) 97円

〔 但し、6:00~8:00、18:00~22:00 は25%増し
22:00~翌朝6:00までは50%増し 〕

(その他の加算)

介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 22.4%
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の 10%
初回加算	200 円(1ヶ月)
緊急時訪問介護加算	100 円(1回)
2人の訪問介護員等による場合	所定単位数の 200%で算定
同一建物減算	所定単位数の 88%で算定
※事業所の同一建物の利用者の割合が 90%以上	

身体介護の内容	排泄、食事介助、清拭、入浴、身体整容、 体位変換、移動・移譲介助、院内介助 外出介助、服薬介助、身体機能回復援助等
---------	---

6、 利用料金のお支払い方法

お支払はサービス提供日の翌々月 15 日にご利用者の預金口座より引き落としさせていただきます。

7、 緊急時における対応について

訪問介護サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または協力機関に連絡し、適切な措置を講じるとともに管理者に報告する。

(1) 利用者の主治医 医療機関の名称
主治医氏名
所在地
電話番号

(2) 協力医療機関 医療機関の名称 たけふクリニック
院長氏名 窪田 彰一
所在地 越前市村国 3-1-12
電話番号 (0778) 29-1212

(3) 緊急連絡先 氏 名
住 所
電話番号

9、事故発生時の対応について

訪問介護サービスの提供中に事故が発生した場合には、市町村、当該サービス利用者の家族および当該利用者に係わる居宅介護支援事業者に速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、賠償すべき事故の場合には、速やかに賠償を行う。

10、非常災害対策について

訪問介護サービス提供時に天変その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。

11、苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）：主任 塚原 佑希
- 苦情解決責任者：管理者 古村 洋子
- 電話番号：(0778) 22-0055
- 受付時間：月曜～土曜 8:30～17:30

また、苦情受付箱を玄関ホールに設置しております。

(2) 行政機関苦情受付

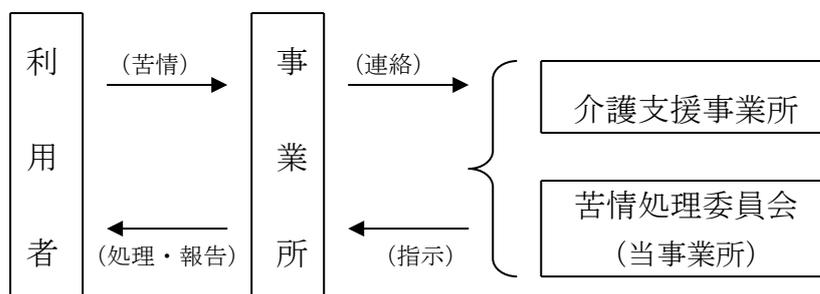
越前市 長寿福祉課	電 話 0778 (22) 3715 受付時間 毎週月～金曜日 8:30～17:15
鯖江市 長寿福祉課	電 話 0778 (53) 2218 受付時間 毎週月～金曜日 8:30～17:15
南越前町 保健福祉課	電 話 0778 (47) 8007 受付時間 毎週月～金曜日 8:30～17:15

越前町 高齢福祉課	電 話 0778 (47) 8007 受付時間 毎週月～金曜日 8:30～17:15
福井県国民健康保険団体連 合会 事業課 介護保険係	電 話 0776 (57) 1614 受付時間 毎週月～金曜日 8:30～17:15

(3) その他苦情受付

第三者委員 吉田 守	第三者委員 吉田 孝伸	第三者委員 舘 幸士郎
---------------	----------------	----------------

- (4) 事業所に持ち込まれた苦情や相談は、管理者が必要に応じて、それぞれの職務者に相談のうえ、速やかに対応する。



*福井県社会福祉協議会による福祉サービス第三者評価は、受けていません。

1 2. 虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所は、介護サービスの提供に対する利用者の人権擁護・虐待防止の等に対応する為、責任者の設置、相談窓口の設置等苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 法人内の全事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (3) 虐待防止のための指針を整備する。
- (4) 従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的実施する。
- (5) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

虐待防止に関する責任者	管理者	古村洋子
-------------	-----	------

1 3. 身体拘束のための措置に関する事項

- (1) 事業所は、当該利用者の又は他の利用者の生命または身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- (2) 当事業所は管理者を含む「身体拘束委員会」で緊急やむを得ない場合に該当するかどうか十分検討する。
- (3) 拘束する場合でも、利用者本人や家族に対して、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を医師や管理者の立会いのもと、現場責任者から出来るだけ詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。
- (4) 事業所は、緊急やむを得ず拘束する場合においても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する事とする。
- (5) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

身体拘束防止に関する責任者	管理者	古村洋子
---------------	-----	------

令和 年 月 日

訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者（いちばん介護）

職 名 いちばん介護 訪問事業所

氏 名 古村洋子

印

本書面に基づいて。事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービスの提供開始に同意いたします。

利用者

住 所

氏 名

印

連帯責任者

住 所

氏 名

印